

本則課税事業者向けの確認表

インボイス制度に登録しており、消費税を本則課税で申告される事業者は、事前に下記の内容をご確認ください。当所では、提示された資料を基に、消費税額を計算いたします。記載漏れや間違いの無いようご注意ください。

確認内容	確認欄
<p>1. 消費税の計算方法は本則課税ですか？ 【本則課税の対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人事業者は前々年の課税売上高が 5,000 万円超の場合 ・ 上記以外でも、簡易課税の選択届出書を提出していない事業者 	<input type="checkbox"/>
<p>2. 仕入・外注費・その他の経費として支払った請求書や領収書を確認し、登録番号ほか 7 つ（簡易インボイスの場合は 6 つ）の記載要件を確認しましたか？</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="background-color: #fff9c4; padding: 10px; border: 1px solid #ccc; width: 45%;"> <p style="text-align: center; background-color: #f15a24; color: white; padding: 5px; border-radius: 5px;">インボイスの記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 発行者の氏名または名称 ② 登録番号 ③ 取引年月日 ④ 取引の内容(軽減税率の対象品目である旨) ⑤ 税率ごとに区分して合計した対価の額および適用税率 ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等 ⑦ 受領者の氏名または名称 </div> <div style="background-color: #fff9c4; padding: 10px; border: 1px solid #ccc; width: 45%;"> <p style="text-align: center; background-color: #f15a24; color: white; padding: 5px; border-radius: 5px;">簡易インボイスの記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 発行者の氏名または名称 ② 登録番号 ③ 取引年月日 ④ 取引の内容(軽減税率の対象品目である旨) ⑤ 税率ごとに区分して合計した対価の額 ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等 または適用税率 </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px; font-size: small;">出典：中小企業・小規模事業者のためのインボイス制度対策（日本商工会議所）</p>	<input type="checkbox"/>
<p>3. インボイスが入手できた取引とできなかった取引について、明確に区分けして資料に記載されていますか？</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>《免税事業者等からの仕入に係る経過措置》</p> <p style="font-size: small;">2019年(令和元年) 10月 2023年(令和5年) 10月 2026年(令和8年) 10月 2029年(令和11年) 10月</p> <p style="font-size: small;"> 軽減税率導入 インボイス制度導入 </p> <p style="font-size: small;"> 4年 3年 3年 控除不可 </p> <p style="font-size: small;"> 区分記載請求書等保存方式 免税事業者等からの仕入は 80% 控除可能 免税事業者等からの仕入は 50% 控除可能 免税事業者等からの仕入は 控除不可 </p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px; font-size: small;">出典：中小企業・小規模事業者のためのインボイス制度対策（日本商工会議所）</p>	<input type="checkbox"/>

確認内容	確認欄
<p>4. 個人事業者の場合、前々年の課税売上高が1億円以下、または前年の1月～6月の課税売上高が5,000万円以下ですか？</p>	□
<p>5. 上記4に該当する場合、1回の取引で税込1万円未満については、全額仕入控除可能です。その区分を正確に資料に記載されていますか？</p> <p style="color: red;">※令和11年9月30日までの経過措置です。</p>	□
<p>6. インボイスの保存義務が免除される下記の取引については、仕入税額控除が全額可能ですが、一定の事項を記載した帳簿の保存が必要です。</p> <p>(1)「使用した特例の内容」…公共交通機関特例、自動販売機特例など</p> <p>(2)回収特例と自動販売機特例においては、「相手先所在地」…〇〇市自動販売機など</p> <p>(3)下記③～⑥については相手方が「適格請求書発行事業者でない」ことが必要です</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>①公共交通機関による旅客の運送(3万円未満)</p> <p>②入場券等が使用の際に回収されるもの</p> <p>③古物業者による古物の購入</p> <p>④質屋による質物の購入</p> <p>⑤宅地建物取引業者による建物の購入</p> <p>⑥再生資源および再生部品の購入(購入者の棚卸資産に該当するものに限る)</p> <p>⑦自動販売機および自動サービス機からの商品・サービスの購入(3万円未満)</p> <p>⑧郵便切手類を対価とする郵便・貨物サービス(郵便ポストに投函されたものに限る)</p> <p>⑨従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、日当および通勤手当等</p> </div> <p style="text-align: center;">出典：Q&A 消費税インボイス制度開始に向けて準備すべきことは？ (TKC 出版)</p>	□